

## 文書管理法 (仮称)

## 公文書館制度の確立に「効く」文書管理法を

沖縄県公文書館指定管理者 (財)沖縄県文化振興会 豊見山和美

## 米軍の雇用記録

年金記録問題の余波で、当館には、これまで公文書館に関心のなかった方々の姿が増えた。多くの方は、「軍雇用員カード」なる文書を求めて来館なさるが、この文書の来歴は、沖縄戦後史の特殊な背景と切り離すことはできない。1945年5月、沖縄本島に上陸した米軍は、日本軍との戦闘を続けながら、地元住民を収容所に囲い込んで、基地建設の労働力とした。戦後も太平洋のキーストーンとして軍事優先の占領政策がとられた沖縄では、基地があたかも主要産業の如くに雇用の源であり続けた。

この軍雇用員カードは米軍の人事当局が作成した、沖縄住民おおよそ20万枚の個人別雇用履歴である。経緯は不明だが後に琉球政府（日本への施政権返還前の沖縄の自治政府）労働局雇用事務所が保管するところとなり、今は公文書館の所蔵となった。米軍雇用期間が年金記録から脱落している例が多いようで、カードの記録確認を求める高齢者が後を絶たない。

このカードには1966年までの履歴があるが、以降は空白となっているため、勤務した年代によって雇用履歴を確認できる人とできない人とで明暗が分かれてしまう。66年以降日本復帰までの記録は、駐留軍等労働者の労務管理等事務を引き継いだ独立行政法人にも保管されていないとのことだ。こういうヴァイタル・レコードこそ嚴重に管理されるべきものだが、そもそも年金担当の役所が加入記録を紛失してしまっているのが現実だ。年金制度は個人の国家に対する信頼が無ければ成り立たないが、その年金受給権が「たまたま県に残っていた」文書次第だとしたら、納税者としては暗澹たる思いがする。個人と

国の間の信頼関係を記録の保全によってしっかりと構築し維持していくという重責は、誰に担われるべきなのか？少なくとも公文書館が、それらの記録が所謂「歴史資料」となるまで悠長に座して待つ立場にあるとしたら、なかなかできない仕事であるに違いない。

## 信頼を生み出すシステムを

権利の守護者として公文書館やアーキビストが仕事をするには、当然ながらその権限の強化は必須で、専門職の養成と地位の確立はこの業界の長年の懸案だ。そして、アーキビストと等しく求められるべきは、現用文書管理の専門職であるレコード・マネジャーだろう。主権者の一般意思がその機関に託した権限と責任を理解し、現用文書の管理について高度なスキルを持つ人材が機能してこそ、体系的な文書管理は実践できる。アーキビストは、レコード・マネジャーとの協働（もしくは融合？）を真剣に問題化すべきだろうし、法に対してはその協働システムが盛り込まれることを期待したい。

長年、県文書の担当として年間15トンを超える廃棄文書や親機関の職員と向き合ってきたが、今担当している閲覧窓口でのさまざまな経験はさらに新しい視野を開いてくれた。もちろん公文書館は説明責任と情報公開の砦であれ、という理想は変わらず重要だが、加えて、年金受給権というような具体的な権利の守護者としての公文書館像を、より鮮明にイメージできるようになったのである。「公文書館法」は公文書「館」を建設する力があつたが、公文書館制度：システムの確立には手が届かなかったように感じないでもない。未来の「文書管理法」は、現用文書と非現用文書の継ぎ目を乗り越えて、システムに「効く」ことができるだろうか？